

国道 5 号小樽花園第二電線共同溝 PFI 事業の実施に関する方針等の訂正表（令和 6 年 8 月 7 日）

令和 6 年 7 月 19 日に公表した「国道 5 号小樽花園第二電線共同溝 PFI 事業　実施方針（令和 6 年 7 月 19 日　訂正版）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後
1	実施方針	13	第 2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件【測量企業の要件】⑤	34	次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。	次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。 <u>なお、下記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。</u>
2	実施方針	14	第 2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件【測量企業の要件】⑤ウ	5	令和 2 年度から令和 5 年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務の「測量（旧航空測量含む。）業務」の平均業務評定点が 60 点以上であること。	令和 2 年度から令和 5 年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（ <u>北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分</u> ）の「測量（旧航空測量含む。）業務」の平均業務評定点が 60 点以上であること。 <u>ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合はこの限りではない。</u>
3	実施方針	15	第 2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件【設計企業の要件】⑪	6	<u>二</u>	<u>下記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。</u>
4	実施方針	15	第 2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件【設計企業の要件】⑪ウ	36	令和 2 年度から令和 5 年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通 <u>本省</u> 、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が 60 点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りではない。	令和 2 年度から令和 5 年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が 60 点以上であること。ただし、 <u>成績評定を受けた上記機関発注</u> 業務の実績がない場合はこの限りではない。
5	実施方針	16	第 2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件【設計企業の要件】⑪エ	7	<u>なお、上記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。</u>	<u>削除</u>
6	実施方針	16	第 2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	13	ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでない。 <u>調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者は</u> 次の②の要件又は第 2． 5 （ 3 ）に掲げる調査・設計企業の参加資格要件⑦を満たせば良いものとする。	ただし、 <u>整備施設の所有権移転業務のみを実施する者はこの限りでなく、第 2． 5 （ 2 ）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。また、</u> 調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は第 2． 5 （ 3 ）に掲げる調査・設計企業の参加資格要件⑦を満たせば良いものとする。
7	実施方針	16	第 2	5	(4)	工事企業の参加資格要件②	20	平成 21 年 <u>4 月 1 日</u> から公告開始日までに、 <u>次のアの要件を満たす</u> 工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあつては、評定点合計が 65 点未満であるものを除く。 ア 道路法上の道路において、電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。	平成 21 年 <u>度</u> から公告開始日までに、 <u>以下に示す</u> 工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、当該実績が、 <u>国土交通省が発注した工事のうち北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあつては、</u> 評定点合計が 65 点未満であるものを除く。 ア 道路法上の道路において、電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。
8	実施方針	17	第 2	5	(4)	工事企業の参加資格要件⑤イ	21	平成 21 年 <u>4 月 1 日</u> から公告開始日までに、第 2． 5 （ 4 ）② <u>本文</u> に掲げる工事の経験を有する者であること（ <u>甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20％以上の場合のもの、乙型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事のもの</u> に限	平成 21 年 <u>度</u> から公告開始日までに、第 2． 5 （ 4 ）②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20％以上の場合のものに限る。）。また、当該経験が北海道開発局、 <u>国土交通省</u> 大臣官房官庁営繕部 <u>及び</u> 地方整備局の発注した工事に係るものである

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後
								る。)。また、当該経験が <u>国土交通省が発注した工事のうち</u> 北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、 <u>地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部</u> の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が 65 点未満であるものを除く。ただし、受注実績がない場合はこの限りでない。	場合にあっては、評定点合計が 65 点未満であるものを除く。ただし、 <u>成績評定を受けた上記機関発注業務の</u> 受注実績がない場合はこの限りでない。
9	実施方針	18	第 2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件②	18	平成 26 年 <u>4 月 1 日</u> 以降に <u>下記</u> の条件を満足する工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。 ア 道路法上の道路において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。	平成 26 年 <u>度</u> 以降に <u>以下に示す</u> 条件を満足する工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。 ア 道路法上の道路において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。